平成２５年（フ）第３４２号
大津市北大路３丁目25番32―116号　ヴィオス北大路
破産者　齊藤　智樹
1　破産債権の届出期間　平成26年７月７日まで
2　一般調査期日　平成26年８月８日午前10時40分
平成26年５月23日　　大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９号
大津市本堅田２丁目６番６号　ラーゴプラシード101号、住民票上の住所大津市雄琴北１丁目17番４号
破産者　横幕　勘弥
1　破産債権の届出期間　平成26年７月７日まで
2　一般調査期日　平成26年８月８日午後２時
平成26年５月23日　　大津地方裁判所民事部

債権者集会招集及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２１号
長野県上伊那郡南箕輪村2673番地５
破産者　大田　幸雄
1　期日　平成26年８月６日午前11時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
3　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
平成26年５月22日　長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第３号
長野県上伊那郡辰野町富士塚3447番地２　富士塚団地４号
破産者　白鳥　季一
1　期日　平成26年８月27日午前11時50分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
3　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
平成26年５月22日　長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第４号
長野県上伊那郡辰野町富士塚3447番地２　富士塚団地４号
破産者　白鳥　弘子
1　期日　平成26年８月27日午前11時50分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
3　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
平成26年５月22日　長野地方裁判所伊那支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１２０号
兵庫県西宮市弓場町54―１　オーセント打出602号、住民票上の住所兵庫県西宮市弓場町９番16―602号
破産者　坪谷　達郎
免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
平成26年５月23日
神戸地方裁判所第３民事部

復権申立て

次の破産事件について、破産者から復権の申立てがあった。破産債権者は、本公告があった日の翌日から３月以内に、裁判所に対し復権の申立てについて意見を述べることができる。

平成２４年（フ）第３１１号
福岡県久留米市荒木町荒木1316―２、住民票上の住所福岡県久留米市日吉町21番地３
破産者　執行　整二
破産手続開始決定日　平成24年12月５日
平成26年５月23日
福岡地方裁判所久留米支部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第３００４号
大阪市西区九条２丁目14番16―305号
清算株式会社　株式会社太陽コミュニティー
代表清算人　坂井　正司
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第１０１号
北海道旭川市７条通５丁目左１号
清算株式会社　株式会社石丸電気
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
旭川地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第３３号
札幌市東区北42条東15丁目１番１号
清算株式会社　株式会社メトリックス
代表清算人　窪田もとむ
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　利息・損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権・損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　弁済の場所
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は特別清算株式会社の負担とする。
3　弁済および免除
⑴　特別清算株式会社は協定債権者に対し、本協定認可決定確定後７日以内に、金130万円を弁済する。
⑵　協定債権者は、前記⑴の弁済を受けたときは、特別清算株式会社に対し、協定債権の残額を免除する。
⑶　上記⑴の弁済後、特別清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、特別清算会社はこれを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権者に対し弁済する。この場合、協定債権者が前記⑵の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
札幌地方裁判所民事第４部88係

監督命令変更

平成２４年（再）第１号
福島県二本松市雄平台15番地
再生債務者　安達太良観光開発株式会社
主文　平成24年２月６日にした監督命令中、監督委員を「福島県郡山市堤下町１番44号　弁護士　高橋　金一」と変更する。
平成26年５月21日　　福島地方裁判所

平成２５年（再）第１号
兵庫県姫路市平野町43番地
再生債務者　三和建設株式会社
主文　平成25年４月23日にした監督命令の主文第４項を「4　再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。⑴　重要な財産の処分及び譲受け　⑵　多額の借財」と変更する。
平成26年５月23日
神戸地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２６年（再）第２号
栃木県宇都宮市長岡町797番地38
再生債務者　篠崎　暢宏
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年６月26日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年７月31日から平成26年８月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

再生計画認可

平成２５年（再）第１号
兵庫県姫路市平野町43番地
再生債務者　三和建設株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年５月23日
神戸地方裁判所第３民事部

再生手続終結

平成２２年（再）第１号
新潟県上越市西本町２丁目４番35号
再生債務者　小林室内工業株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成26年５月19日　新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（再）第１号
山口県柳井市柳井134番地の６
再生債務者　防予汽船株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成26年５月23日　　山口地方裁判所